

表 彰 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人 宮城県臨床検査技師会 組織運営規程第6条第1項の規程により、各種表彰の選考および表彰委員会の運用について定める。

(目 的)

第2条 この規程は、一般社団法人宮城県臨床検査技師会会員の各種表彰の選考を公平かつ円滑に行うことを目的とする。

第3条 この規程に基づく表彰の種類は次の各号とする。

- 1 一般社団法人宮城県臨床検査技師会が表彰する名誉会員表彰、青木賞、その他の表彰
- 2 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が表彰する功労賞、その他の表彰
- 3 外部団体等から推薦依頼のあるその他の表彰

(委員会の構成)

第4条 委員会の構成員は次の各号とする。

- 1 委員長1名、選考委員若干名とする。
- 2 選考委員は理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は選考委員の中から互選する。

(任 期)

第5条 この選考委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(選 考)

第6条 第3条で定めた表彰の該当者は次の各号の基準により選考し、理事会の承認を得た後に定時総会に推薦または該当者に書面にて通知する。

- 1 一般社団法人宮城県臨床検査技師会に関する選考基準

(1) 名誉会員の推薦および表彰

本会員歴20年以上の継続会員とし、本会の発展に顕著な功績のあった満65歳以上の者又は本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を候補者とし、次の何れかの事項に該当する者のうちから選考する。

- ア. 会長または理事を通算10年以上務めた者
- イ. 日臨技役員を通算4年以上務めた者
- ウ. 臨床検査の分野で、顕著な研究業績を残した者
- エ. 以上のほかに、理事会が特に上記と同等以上と認めた者

(2) 青木賞

当会初代会長青木大輔氏に基づき、創立20周年を記念して会員の学術並びに技術向上を目的として創設されたものである。本賞は前年度本学会に発表された業績に対し、会員歴1年以上の者を対象に毎年1回選考する。尚、本会学会が開催されない場合は選考しない。

- 2 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会に関する選考基準
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会より提示された基準に従う。
- 3 外部団体等から推薦依頼のあるその他の表彰
各賞の推薦要領に従い選考する。

(表 彰)

第7条 第3条による各種の表彰は次の各号の通りとする。

- 1 第3条1項は、一般社団法人宮城県臨床検査技師会総会で表彰する。但し、青木賞のみ表彰状に副賞を添えるものとする。また、受賞者の氏名及び業績は本会広報に掲載する。
- 2 第3条2項は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会に推薦し、日本医学検査学会で表彰する。
- 3 第3条3項は推薦依頼のあった団体に推薦し、当該団体にて表彰する。

(補 則)

第8条 この規程は、理事会の議を経なければ変更することができない。

附 則

昭和63年4月制定	昭和63年5月施行
平成2年6月16日	字句一部整理修正
平成14年7月3日	字句一部整理修正
平成17年7月9日	字句一部整理修正
平成18年12月8日	表彰規程と青木賞選考規程を併合、整理修正
平成20年3月22日	名誉会員の推薦および表彰に関して改定、同日実施
平成27年7月23日	一部字句修正、東北臨床検査技師会及び表彰委員会に関して削除
平成30年10月19日	表彰委員会の構成および任期を追加